

## 正組合員である認定農業者数の調査結果について

平成29年5月開催の総代会へ向けた次期役員改選手続きを進めるにあたり、農業協同組合法施行第76条の2第1項2号を適用するため、平成28年12月31日基準で正組合員である認定農業者の数の調査結果を公表いたします。

正組合員である認定農業者の数	正組合員数
74名	4,850名

※法人含む

### <参考>

		正組合員の認定農業者が理事定数の10倍	
		以上	未満
※「認」：認定農業者 「準」：認定農業者に準ずる者 「実」：実践的能力者			
法第30条 第12項	<本則>  理事の過半を「認」＋「実」	○	○
施行規則 第76条の2 第1項第1号	<例外1 担い手積極登用>  理事の10分の6以上を「認」＋「準」＋「実」 かつ、10分の3以上を「認」＋「準」	○	○
同第2号	<例外2 認定農業者が少ない場合>  ※正組合員の認定農業者が理事定数の10倍を下回る場合 理事の過半を「認」＋「準」＋「実」 (改選時に認定農業者数の調査、結果公表が必要)	×	○

※黄色部分が当農協に該当